サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「介護予防サービス等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」

四条第三項」を「第五十四条第四項」に、「第七十八条の六第一項」を「第七十八条の七第一項」に、「第百十五条の六第一項、第百十五条の十五第一項又は第百十五条の二十四第一項」を「第百十五条の七第一項、第百十五条の十七第一項、第百十五条の二十七第一項又は第百十五条の三十三第一項」に改め、同様式裏面中

「　（特例居宅介護サービス費の支給）
第四十二条　（省略）
2　（省略）
3　市町村長は、特例居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。
4　第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、担当した者（以下この項において「居宅サービス等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該居宅サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」

を

「　（特例居宅介護サービス費の支給）
第四十二条　（省略）
2　（省略）
3　（省略）
4　市町村長は、特例居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「居宅サービス等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該居宅サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
5　第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。」

に改める。

様式第三号の三裏面及び様式第三号の四表面中「第百十五条の三十四第一項」を「第百十五条の四十第一項」に、「第百十五条の三十六第三項」を「第百十五条の四十二第三項」に改める。

様式第四号表面中「第四十二条第三項」を「第四十二条第四項」に、「第五十四条第三項」を「第五十四条第四項」に改める。

様式第五号表面中「（法第百条関係）」を「（法第百条・第百十五条の三十三関係）」に、同様式裏面中「第二百三条の二」を「第二百三条の三」に、「第四十二条第三項」を「第四十二条第四項」に、「第五十四条第三項」を「第五十四条第四項」に改める。

様式第五号の二裏面中「第百十五条の三十六第三項及び」を削る。